

令和6年（2024年）第10回定例会

# 枚方市教育委員会会議録

令和6年（2024年）10月28日

枚方市教育委員会



令和6年（2024年）第10回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

案 件 名		
日程 1	報告第47号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の採用について（幼稚園）
日程 2	報告第48号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について
日程 3	報告第49号	臨時代理事項の報告について (1) 育児休業代替任期付職員の採用について
日程 4	報告第50号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の退職について（小中学校）
日程 5	報告第51号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和7年度小学生すくすくウォッチへの参加について
日程 6	報告第52号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について

○開催日時 令和6年（2024年）10月28日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室







## 報告第47号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）10月28日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第22号 教職員の採用について（幼稚園）

## 臨時代理第 22 号

### 教職員の採用について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年） 9 月 27 日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）10月1日付け教職員の採用

教職員の新規採用（任期付幼稚園講師）

所 属	職 氏 名
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 村野 秀子

報告第48号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）10月28日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第23号 職員の定年前早期退職について

## 臨時代理第 23 号

### 職員の定年前早期退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）9 月 30 日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）9月30日付け定年前早期退職

所 属	職 名
枚方市立西長尾小学校 班長	技術職員 ・ 吉田 香緒里

## 報告第49号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）10月28日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第24号 育児休業代替任期付職員の採用について

## 臨時代理第 24 号

### 育児休業代替任期付職員の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）9 月 30 日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）10月1日付け育児休業代替任期付職員の採用

所 属	職 ・ 氏 名
総合教育部 おいしい給食課	技術職員 ・ 北川 夏菜子

報告第50号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）10月28日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第25号 教職員の退職について（小中学校）

## 臨時代理第25号

### 教職員の退職について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)10月17日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）10月18日付け教職員の退職

任期付職員

所 属	職・氏 名
枚方市立第一中学校	講師・尾崎 大樹

## 報告第51号

### 委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2項の規定により、次のとおり教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）10月28日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

## 1. 報告事項

令和7年度小学生すくすくウォッチへの参加について

## 2. 内容

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に、「令和7年度 小学生すくすくウォッチ実施要領」に基づき、本調査に参加するもの。

## 3. 参考資料

- (1) 令和7年度 小学生すくすくウォッチの参加について（依頼）
- (2) 令和7年度 小学生すくすくウォッチ実施要領

## (参考資料)

教 小 中 第 2390 号  
令 和 6 年 9 月 20 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

令和7年度 小学生すくすくウォッチの参加について (依頼)

標記の件について、別添の実施要領をふまえ、小学生すくすくウォッチへ参加することについて確認をいたしますので、下記のとおり提出をお願いします。

### 記

- 1 提出物 【別紙様式1】令和7年度 小学生すくすくウォッチへの参加について
- 2 提出期限 令和6年10月25日(金)
- 3 提出先 小中学校課学力向上グループ 大西  
( [OnishiHirok@mbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:OnishiHirok@mbox.pref.osaka.lg.jp) )
- 4 提出方法 電子メール

#### 【連絡先】

担 当	市町村教育室小中学校課 学力向上グループ 大西 裕貴
電 話	06-6941-0351 (内線 5482) 06-6944-3859 (直通)
E-mail	OnishiHirok@mbox.pref.osaka.lg.jp

## 令和7年度 小学生すくすくウォッチ 実施要領

### 1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

#### (1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

#### (2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

#### (3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実に図るための校内研修等の工夫を図る。

#### (4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

#### (5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

### 2 問題及びアンケートの内容等

#### (1) 児童

##### ① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第5学年、第6学年の全児童。

## ② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

## イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式にて実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答方式を選択することができる。

## (2) 教員

### ① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

### ② 実施内容

#### 教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

## 3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

### (1) 実施期間

令和7年4月16日（水）～4月24日（木）とする。実施日は各学校が決定する。

### (2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断型問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とするが、学校のPC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切な時間を設定するものとする。

③ 教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

#### 4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

(1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。

(2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。

(3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。

(4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。

(5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

#### 5 問題及びアンケート結果の取扱い

##### (1) 結果分析

##### ① 問題の結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

##### ② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

##### ③ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ 各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表やグラフで示した個人票を作成できるシステム

オ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、小学生すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。  
なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。  
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

## 6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果から小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、小学生すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

## 7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等につい

て、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

- (4) 大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取ることができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

- (5) 個人情報の保護

① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。

② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

- (6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

- (7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

- (8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

- (9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

- (10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

## 教育委員会の活動状況（令和6年9月14日～10月21日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
9月19日	木	枚方市支援教育充実審議会	オンライン会議	岩谷副教育長
9月20日	金	第9回教育委員会定例会	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
9月21日	土	枚方市小学生スポーツCarnival	KTM河本工業総合体育館	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
9月21日	土	第35回枚方平和ポスター作品展表彰式	枚方市総合文化芸術センター 展示室3	岩谷副教育長
9月24日	火	第2回笑顔の学校プロジェクト取組交流・研修会	輝きプラザきらら	近藤教育委員
9月26日	木	企業版ふるさと納税感謝状贈呈式（若林設備工業）	枚方市役所	岩谷副教育長
9月27日	金	大阪府在日外国人教育研究協議会会長との面談	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
9月27日	金	市長表敬（自転車トライアル競技）	枚方市役所	岩谷副教育長
10月1日	火	校長会	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
10月4日	金	教育政策会議	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
10月4日	金	大阪府都市教育長協議会10月定例会	ホテルアウリーナ大阪	岩谷副教育長
10月8日	火	学校視察	樟葉南小学校、菅原東小学校、 長尾小学校	岩谷副教育長
10月9日	水	学校視察	蹉跎中学校	岩谷副教育長

日時		会議・行事等	場所	出席者
10月10日	木	令和6年度枚方市追悼式	枚方市総合文化芸術センター	谷元職務代理者
10月11日	金	学校視察	枚方小学校	岩谷副教育長
10月11日	金	全国地域安全運動に合わせた枚方警察ランニングパトロールセレモニー	枚方市駅周辺	岩谷副教育長
10月12日	土	学校視察（運動会）	五常小学校	大中教育委員
10月15日	火	市長表敬（空手、バレーボール）	枚方市役所	岩谷副教育長
10月16日	水	第4回定例教頭会	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
10月17日	木	有田川町教育委員会視察	伊加賀小学校	岩谷副教育長
10月17日	木	学校視察	殿山第二小学校、蹉跎小学校	岩谷副教育長
10月18日	金	学校視察	中宮小学校	岩谷副教育長
10月19日	土	学校視察（運動会）	香陽小学校、開成小学校	谷元職務代理者
10月19日	土	学校視察（運動会）	殿山第二小学校	近藤教育委員
10月19日	土	学校視察（運動会）	菅原小学校、長尾小学校	岩谷副教育長
10月20日	日	枚方市管理下防犯協議会安全まちづくり枚方大会	樟葉駅前	岩谷副教育長
10月21日	月	学校視察	香里小学校	岩谷副教育長

令和6年第10回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	令和6年10月28日午前10時00分		閉会	令和6年10月28日午前10時25分	
休憩	なし				
日程	議案番号	案 件			結果
1	報告第47号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の採用について (幼稚園)			承認
2	報告第48号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について			承認
3	報告第49号	臨時代理事項の報告について (1) 育児休業代替任期付職員の採用について			承認
4	報告第50号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の退職について (小中学校)			承認
5	報告第51号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和7年度小学生すくすくウォッチへの参加について			聴取
6	報告第52号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について			聴取
構成員	教 育 長 職 務 代 理 者	谷 元 紀 之	構成員	教 育 委 員	中 西 悠 子
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	大 中 智 恵
説明員	副 教 育 長	岩 谷 誠	説明員	教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗
	総 合 教 育 部 長	今 市 将 和		児 童 生 徒 課 長	倉 田 仁 司
	学 校 教 育 部 長	新 保 喜 和		教 職 員 課 長	高 山 和 子
	総 合 教 育 部 次 長	大 西 佳 則		教 育 指 導 課 長	吉 川 茂 樹
	学 校 教 育 部 次 長	河 田 典 子		学 校 支 援 課 主 幹 (教育支援専門官)	木 村 聡
	学 校 教 育 部 次 長	井 手 内 太 吾	記 録	教 育 政 策 課 係 長	佐 藤 喬 史
	学 校 教 育 部 副 参 事 (学校総合支援担当)	中 野 雅 央		傍 聴 の 人 数	0 人

○谷元職務代理者 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日は委員4名が出席しております。

以上、報告を終わります。

○谷元職務代理者 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第10回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、職務代理者において中西委員を指名いたします。

それでは、日程に入る前に教育委員会の活動状況について報告します。

前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、中西委員から9月21日に出席した「枚方市小学生スポーツCarnival」について、近藤委員から、9月24日に出席した「第2回笑顔の学校プロジェクト取り組み交流・研修会」について、それぞれご報告いただきます。

では、中西委員からお願いします。

○中西委員 9月21日に行われたスポーツCarnivalに行かせていただきました。

子どもたちは駆けっこ、幅跳び、縄跳び、跳び箱の種目に分かれ、45分間目を輝かせて真剣に話を聞き、先生の指導どおりに一生懸命取り組む姿が印象的でした。どの種目も学校の体育で行う内容だったため、いい経験になったと感じています。

全員での体操から始まり、先生のお手本、練習、測定という流れで進みました。特に先生方の実演はすばらしく、子どもたちはその姿から多くの刺激を受けたと思います。

中でも縄飛びの際、先生が踊るように軽やかに飛び、ヌンチャクのように縄を操る様子が上がりました。また、横の体験ブースでは、卓球やボッチャ、モルック、フラフープといった未就学児でも楽しめる種目も用意されており、待ち時間も有意義に過ごせたのではないのでしょうか。

今回は、体育館での開催だったため天候に左右されることなく安心して楽しむことができ、とてもいいイベントになりました。本来は陸上競技場での開催予定でしたが、規模が縮小されたことにより、子どもたちの楽しそうな表情を間近で見ることができたこと、各小学校の運動会前に実施できたということも効果的だったのではないのでしょうか。

これからも体を動かす楽しさを1人でも多くの児童に知ってもらいたいと感じています。

以上です。

○谷元職務代理者 次に、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 先般、9月24日、笑顔の学校プロジェクト参加校全体の交流・研修会がございました。私も出席させていただき、参加者は各校2名で、全体で120名を超える大規模なものでした。

笑顔の学校プロジェクトは、本市の働き方改革の取り組みのことであって、「教職員が元気な学校は、子どもたちも元気な学校」、これをスローガンに業務改善と労働安全衛生活動の充実を主軸に位置づけ、学校の主体的な取り組みを大切に進めているものですが、今回の交流・研修会

の狙いは、今年度の折り返しとなるこの時期に、各校の取り組みがより充実・発展するためのきっかけにするものでした。

今、研修観の転換が重視されておりますが、この2時間の交流・研修期は、参加者の思考が絶えず活性化される、主体的・対話的で深い学びへと誘う画期的な研修でございました。

研修は全体で5部に分かれており、第1部は参加校同士の交流で、職階ごとのグループに分けられ4月からの各校の取り組みを情報交換し、自校の取り組みの価値づけ、他校の取り組みからの刺激により、モチベーションの向上につなげるものでした。

第2部に至りましては、信州大学准教授の荒井英治郎氏の講演で、働き方改革を進める上で必要な組織開発につきまして、「贅肉を削ぎ落とし、筋肉をつける」と例えられ、改革の本質に触れるものでございました。

第3部に至りましては、報告発表する学校のよいポイントを専門家の視点で説明して下さったことで、参加者が目的を持って次の学びへと向かうことができおりました。第3部につきましては、6ブースに分かれての取り組み報告がありました。6つのうち4つは校長先生による発表、2つは事務局、事務職員・教諭の推進リーダーによるものでした。そこから2つを選ぶことに迷ってしまうほど多様なテーマ設定となっておりました。会場全体が活気にあふれた学びの場になっておりました。

第4部につきましては、北里大学医学部の大石智医師からの講演でしたが、大石先生はこれまでも教職員のメンタルヘルス面でのご助言をいただいている方でございます。教職員と推進リーダーが参加する場で、「ラインケア」の重要性、その際に注意するポイントについてご教授いただいております。

そして最後に、第5部にいたりましては座席を移動し、各校参加者2名で本題である今年度後半の具体的な取り組み計画作成に取りかかるというものでした。この研修では、学びの場を自ら選択し、対話ベースで進められている点、それぞれの学びを付箋に記録し、全ての気づきや学びが本題である最後の対話へとつながっている点など、あっという間の2時間でございました。枚方市の働き方改革につきましては、数年前から注目され視察等も受け入れているとは聞いておりましたが、この日も名古屋市教育委員会、吹田市教育委員会、門真市教育委員会などから指導主事の方々がたくさん参加しておられ、一人の方は「研修全体の構成や参加者の熱量に衝撃を受けた。本市でも取り入れたい。」とおっしゃっていたとのことでした。

参加者が意欲的に学ぶ姿は、まさに「子どもと教師の学びは相似形」を体現したもので、「笑顔の学校」づくりのための今後の取り組みがとても楽しみに感じるものでした。文科省の「メンタルヘルス対策に関する調査研究事業」の採択も含め、進めている現在の取り組みを、引き続き学校とともに推進していくことで、本市教育現場で働きがいと働きやすさが両立し、一層の教育の質の向上につながっていくことを大いに期待しております。

以上でございます。

○谷元職務代理者 ありがとうございます。

委員の活動報告については以上です。

それでは、日程1、報告第47号「臨時代理事項の報告について（1）教職員の採用について

(幼稚園)」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

- 新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 47 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書の 5 ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 6 ページをご覧ください。

報告は、ページ中ほどの「2、臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書 7 ページをご覧ください。

臨時代理第 22 号、教職員の採用についてご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 9 月 27 日付で、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

臨時代理の内容でございますが、8 ページをご覧ください。

任期付幼稚園講師といたしまして、表に記載の 1 名を新規採用し、枚方市立高陵幼稚園に配属するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 22 号の説明とさせていただきます。

以上、報告第 47 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これから報告第 47 号について採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

それでは、日程 2、報告第 48 号「臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

- 今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、報告第 48 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書 9 ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書の 10 ページをご覧ください。

報告は、ページ中ほどの「2、臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書 11 ページをご覧ください。

臨時代理第 23 号「職員の定年前早期退職について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 9 月 30 日付で、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

議案書 12 ページをご覧ください。

「1、臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 23 号の説明とさせていただきます。

以上、報告第 48 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これから報告第 48 号について採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

それでは、日程 3、報告第 49 号「臨時代理事項の報告について(1) 育児休業代替任期付職員の採用について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、報告第 49 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書 13 ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 14 ページをご覧ください。

報告は、ページ中ほどの「2、臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書の 15 ページをご覧ください。

臨時代理第 24 号「育児休業代替任期付職員の採用」についてご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 9 月 30 日付で、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

議案書 16 ページをご覧ください。

「1、臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員を令和 6 年 10 月 1 日付で育児休業代替の任期付職員として新規採用したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 24 号の説明とさせていただきます。

以上、報告第 49 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただき

ますよう、お願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これから報告第 49 号について採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

それでは、日程 4、報告第 50 号「臨時代理事項の報告について (1) 教職員の退職について (小中学校)」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 50 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書 17 ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 18 ページをご覧ください。

報告は、ページ中段に記載の「2、臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書 19 ページをご覧ください。

臨時代理第 25 号「教職員の退職について (小中学校)」についてご説明申し上げます。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 号第 2 項の規定により、令和 6 年 10 月 17 日付で教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

20 ページをご覧ください。

「1、臨時代理の内容」でございますが、表に記載の教職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 25 号「教職員の退職について (小中学校)」の説明とさせていただきます。

以上、報告第 50 号について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これから報告第 50 号について採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

それでは、日程 5、報告第 51 号「委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和 7 年度小学生すくすくウォッチへの参加について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 51 号「委任を受けて執行した事項の報告について」ご説明いたします。

議案書 21 ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 4 条第 2 号の規定により、教育委員会にご報告するものでございます。

22 ページをご覧ください。

「1、報告事項」でございますが、「令和 7 年度小学生すくすくウォッチへの参加について」でございます。「2、内容」でございますが、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に「令和 7 年度小学生すくすくウォッチ実施要領」に基づき、本調査に参加するものでございます。

23 ページをご覧ください。

このページからは参考資料といたしまして、大阪府教育委員会からの通知と「令和 7 年度小学生すくすくウォッチ実施要領」を添付しております。後ほどご確認ください。

以上、簡単ではございますが、報告第 51 号「委任を受けて執行した事項の報告について」のご説明とさせていただきます。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

大中委員。

○大中委員 大阪府教育庁が実施する「小学生すくすくウォッチ」ですが、令和 3 年度から始まり、令和 7 年度は 5 回目の参加となります。

本市の取り組みとして、調査の結果を教育指導の改善等に活用していただいているところですが、4 回の取り組みの中で、特に児童がどのような力を伸ばしたと考えられるか、改めて教えてください。

○谷元職務代理者 吉川教育指導課長。

○吉川教育指導課長 すくすくウォッチは子どもたちに各教科の学力に加え、言葉の力、文章や情報を読み取り考える力、様々な情報を活用する力、そして「見えない学力」と言われる粘り強さや好奇心などを育むことを目的としています。すくすくウォッチを活用して、子どもたちが自分の強みと弱みを振り返り、その後の学習に生かしたり、各学校での分析・検証の結果を踏まえ、教職員が授業改善等に取り組んだりすることで、このような目的に即した力は確実にできていると考えられます。

例えば、教科横断型のわくわく問題の分析の中で、「問題をとらえること」について、「文章から読み取る」「会話から読み取る」「図や表から読み取る」などの項目は、大阪府平均と比較しても伸びが見られます。また、「伝える」ことについても「資料の情報を整理して伝える」「理由や根拠を明確にして伝える」項目で高い基準を維持しています。

令和 3 年度から令和 6 年度までの 6 年生の児童アンケートから「自分には良いところがある」「将来の夢や目標を持っている」「どこへ行っても新しい物事や経験をさがす」「話し合う場面で自分の考えを深めたり、広げたりしている」と思う子ども達の割合が 3 年連続で増えてきてい

ます。また、「授業で学んだことをふだんの生活に生かそうとしている」と感じている子どもの割合も増加傾向にあります。友達との交流の中で、自己肯定感が高まり、それが個人の興味関心を広げていき、実社会につながる学びとなっていることが考えられます。

なお、教科横断型のわくわく問題において、5年生でこの問題を通して身につけられる総合的な学力は、6年生での全国学力学習状況調査へもつながっています。

○谷元職務代理者 大中委員。

○大中委員 ありがとうございます。

すくすくウォッチの趣旨、目的の中に、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることとあります。今のご回答の中で情報を読み取り、それを整理して伝えること、理由や根拠を明確にして伝えることが高い基準にあるとのことで、この目的にある力を伸ばす下地ができていると考えられます。

また、児童アンケートからは、自己肯定感が高まり、前向きに将来へ向かう姿が浮かび上がっており、すくすくウォッチの取り組みが、本市の児童の力を伸ばすことに寄与していると思われます。来年度もすくすくウォッチに参加することにより、さらなる児童の成長に生かしていただきますようお願いいたします。

以上です。

○谷元職務代理者 ほかに質疑はございませんか。

以上をもって、報告第51号の聴取を終結します。

続きまして、日程6、報告第52号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）生徒指導について」を議題としたいと思いますが、本件につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。それでは、報告第52号については非公開といたします。

（ここから非公開部分）

（ここまで非公開部分）

ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に附議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第10回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

\_\_\_\_\_(教育長職務代理者) 谷元 紀之\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_(教育委員) 中西 悠子\_\_\_\_\_